

加賀市歴史的風致形成建造物改修事業補助金交付要綱

令和7年4月28日

告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における歴史的建造物の構造や特徴の保存を行うため必要な事業について、加賀市補助金交付規則(平成17年加賀市規則第50号)に定めるもののほか、この告示の定めるところにより加賀市歴史的風致形成建造物改修事業補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(事業の種類等)

第2条 前条の規定による事業の種類、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとし、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、10年以内にこの補助金又は他の公共的な補助金若しくは補償金の交付を受けた建築物又は工作物に係る事業については、この補助金の交付を受けることができない。ただし、同一箇所の改修でない場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、歴史的風致形成建造物(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第12条第1項の規定に基づき指定した建造物をいう。以下同じ。)の外観の修理又は構造及び特徴の保存を行おうとする者で次に掲げるものとする。

(1) 歴史的風致形成建造物又は歴史的風致形成建造物が立地する土地の所有者又は権利等を有する者

(2) その他市長が特に必要があると認めるもの

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行し、令和7年度分の補助金の交付から適用する。

(失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付決定

を受けたものについては、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表(第2条関係)

事業の種類等

事業の種類	補助対象経費	補助金の額
歴史的風致形成 建造物改修事業	(1) 歴史的風致形成建造物の外観等の修理 のため実施する次に掲げる工事に係る経 費(屋根、外壁及び建具工事に係る経費に 限る。ただし、屋根及び外壁工事について は下地材を含む。) ア 当該歴史的風致形成建造物の外観の 補修工事 イ 伝統的な建築形態を維持し、又は往時 の姿へ復原をするための工事 (2) 歴史的風致形成建造物の構造の補強の ため実施する次に掲げる工事に係る経費 ア 耐力上必要な主要構造部(柱、梁、筋 交い、基礎等)の補強工事 イ 構造部の維持に必要な防腐・防蟻工事	工事契約金額のうち補助対象経費 に該当する額(当該額が50万円以上 のものに限る。)の50パーセント以 下の額。ただし、400万円を限度と する。